

資料編



那須町環境基本条例

平成 23 年 9 月 13 日

条例第 16 号

私たちの郷土那須町は、雄大な那須連山とそのふもとに広がる高原や温泉郷、そして八溝の山並みに続く里山や田園など、豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然の中で悠久の営みにより、歴史や文化、人間性豊かな地域社会が築かれてきました。

健全で恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が地球という大きな枠の中で密接に関わり合い、微妙な均衡のもとに保たれて、すべての生き物にとってかけがえのないものであり、私たちは、その環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

しかしながら、社会経済の発展は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、その結果、環境の持つ復元能力を超え、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっていきます。

私たちは、一人ひとりがこれまでの生活を省みて、その生活様式を見直していくことにより、持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に誇ることができる環境をつくりあげていかなければなりません。

ここに私たちは、自主的、積極的に良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに通勤、通学及び旅行等で町内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、河川の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するするとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (4) 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していくこと。
- (3) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築すること。
- (4) 地球的規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的の取組むこと。
- (5) 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動について環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人と自然とが共生する自然環境の保全
- (2) 生き物の生息及び生育に配慮した生物多様性の保全

- (3) 公害の防止及び生活環境の保全
- (4) 良好な景観の保全並びに歴史的及び文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項
(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造の施策を総合的かつ計画的に推進するため、那須町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び町民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、那須町環境審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為及びその他の環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第12条 町は、町民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 町は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、町民、事業者及び滞在者が理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 町は、町民、事業者及び滞在者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が町の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつこれを町民等へ適切に提供するように努めなければならない。

(監視等の体制整備)

第 16 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第 17 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び滞在者の意見を反映するよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、那須町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する重要な施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 前 2 号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(那須町環境審議会条例の廃止)

2 那須町環境審議会条例（昭和 47 年条例第 9 号）は、廃止する。

計画策定の経過等

(1) 計画策定経過

令和7年7月15日～ 令和7年7月31日	町民・事業者アンケート調査実施
令和7年8月下旬	第1回那須町環境基本計画検討幹事会書面開催
令和7年8月29日	第1回那須町環境基本計画検討委員会 ○ 第3次那須町環境基本計画改訂のスケジュールについて ○ 基礎調査・アンケート結果・施策等の検討について
令和7年9月17日	第1回那須町環境審議会 ○ 第3次那須町環境基本計画改訂のスケジュールについて ○ 基礎調査・アンケート結果・施策等の検討について
令和7年11月中旬	第2回那須町環境基本計画検討幹事会書面開催
令和7年11月27日	第2回那須町環境基本計画検討委員会 ○ 計画策定素案について
令和7年12月16日	第2回那須町環境審議会 ○ 環境基本計画素案の検討について
令和7年12月24日～ 令和8年1月26日	第3次那須町環境基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施
令和8年1月下旬	第3回那須町環境基本計画検討幹事会・委員会書面開催
令和8年2月13日	第3回那須町環境審議会 ○ 環境基本計画案について



環境審議会

(2) 那須町環境審議会

区分	氏名	選出区分及び役職	
学識経験者	大栗 英行	とちぎ環境・みどり推進機構 理事長	会長
	相馬 一男	那須町自治会連合会 副会長	副会長
	谷口 賢一	那須野農業協同組合 アグリセンター那須センター長	
	鈴木 和也	那須町商工会 副会長	
	阿久津 千陽	一般社団法人那須町観光協会 会長	
	三森 康雄	那須町森林組合 代表理事組合長	
	大平 貴一郎	那珂川北部漁業協同組合 理事	
	大平 康市	那須町土地改良区 理事長	
	吉田 文枝	さわやかネットワーク那須	
	石井 直子	なす町消費者友の会 会長	
	海野 和人	東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社長	
関係行政機関	有山 義明	環境省関東地方環境事務所 日光国立公園管理事務所長	
	大関 正浩	栃木県県北環境森林事務所 環境部長	
	鈴木 雅之	栃木県那須農業振興事務所 次長兼企画振興部長	
	秋山 公知	栃木県大田原土木事務所 次長兼企画調査部長	

(3) 那須町環境基本計画検討委員会

職名	所属	
委員長	副町長	
副委員長	教育長	
委員	総務課長	観光商工課長
	企画政策課長	会計課長
	財政課長	上下水道課長
	税務課長	学校教育課長
	住民生活課長	生涯学習課長
	保健福祉課長	こども未来課長
	農林振興課長(農業委員会事務局長)	議会事務局長
	建設課長	環境課長
ふるさと定住課長		

(4) 第3次那須町環境基本計画の諮問・答申

○ 諮問書

那環第68号
令和8年 2月13日

那須町環境審議会
会長 大栗 英行 様

那須町長 平 山 幸 宏

諮問書

第3次那須町環境基本計画案に係る次の事項について諮問をいたしますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 第3次那須町環境基本計画について

○ 答申書

令和8年2月13日

那須町長 平 山 幸 宏 様

那須町環境審議会会長 大栗 英行

第3次那須町環境基本計画案について〔答申〕

令和8年2月13日に諮問のあった第3次那須町環境基本計画案について、下記のとおり答申します。

記

環境審議会における審議の結果、第3次那須町環境基本計画案については、妥当なものであると認めます。

アンケート調査結果

(1) 町民アンケート調査結果

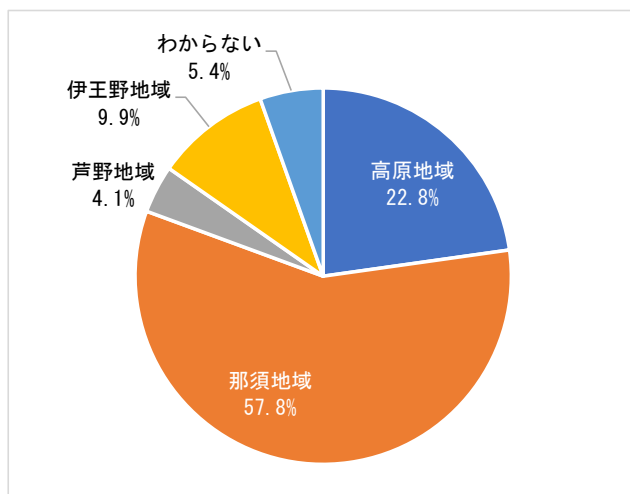
● 調査の概要

対象者	18歳以上の町民 700人
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7年7月15日～令和7年7月31日
回答数及び回収率	294人（うちインターネットによる回答55人） 回収率 42.0%

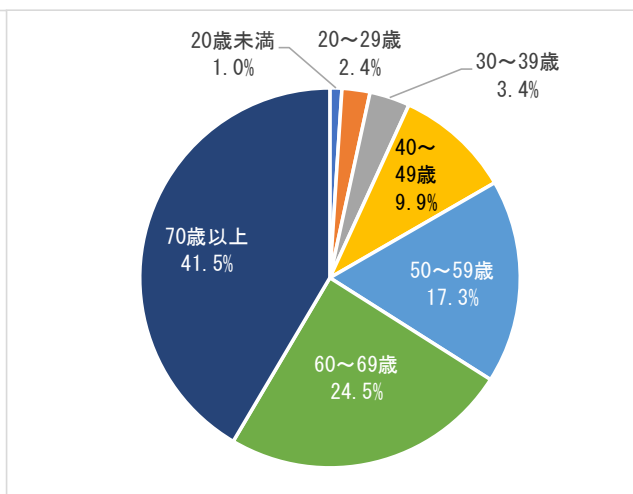
● 調査結果

質問1 回答者について

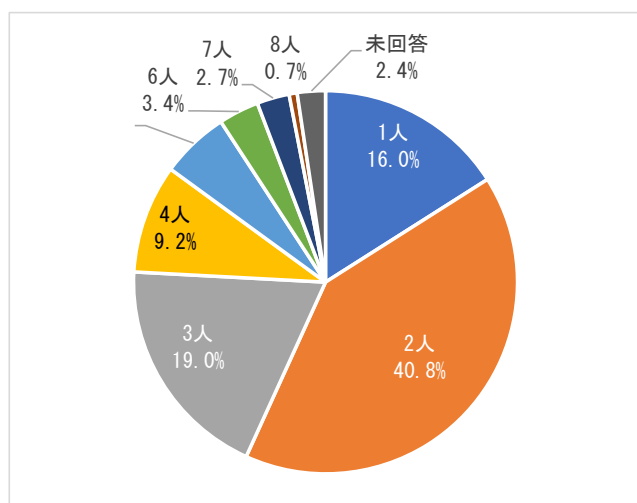
(1) 居住地域



(2) 年齢

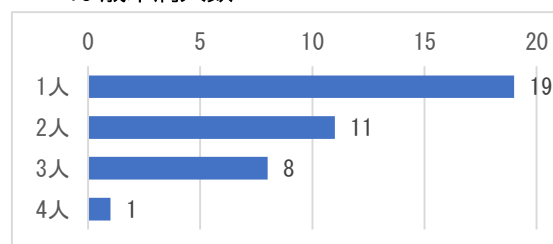


(3) 世帯人数

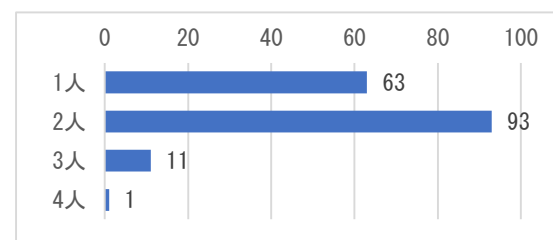


○世帯構成

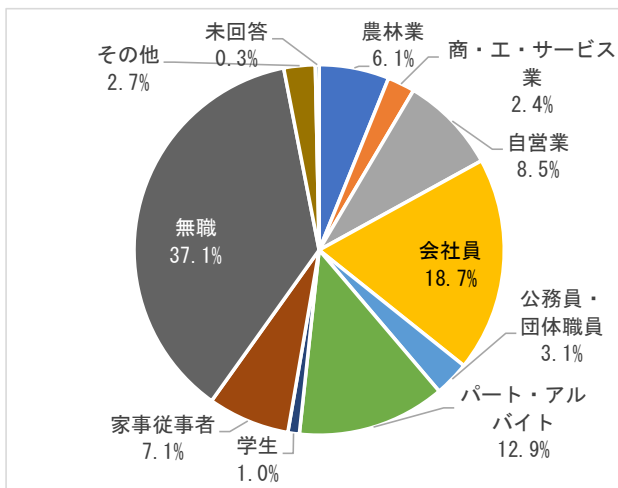
18歳未満人数



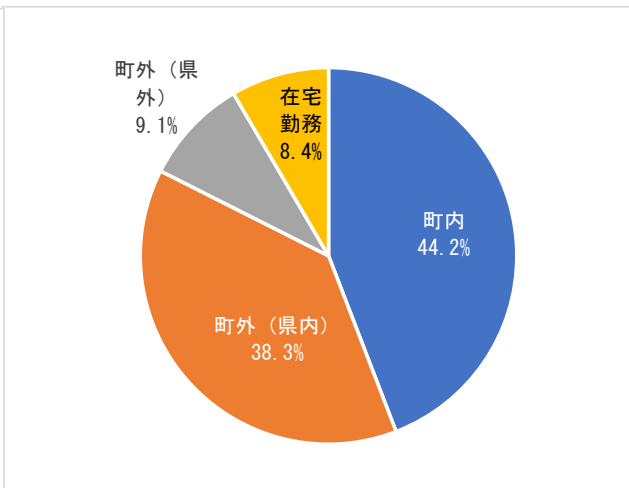
65歳以上人数



(4) 職業

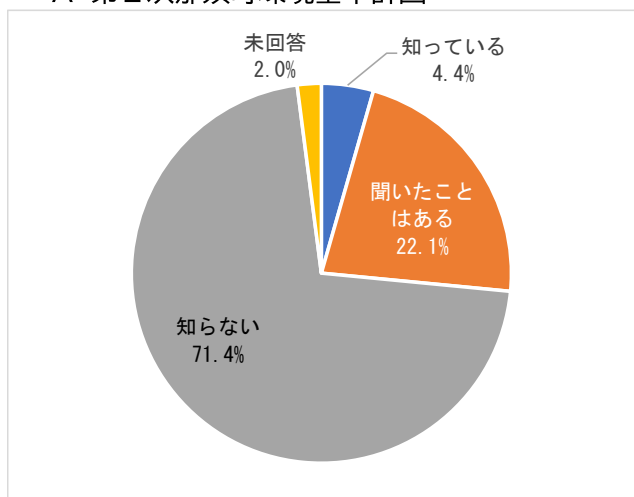


(5) 勤務先・通学先

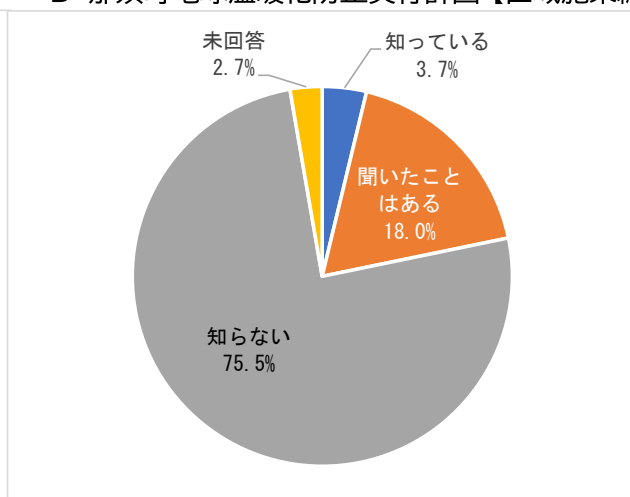


質問2 町の環境に関する計画の認知度

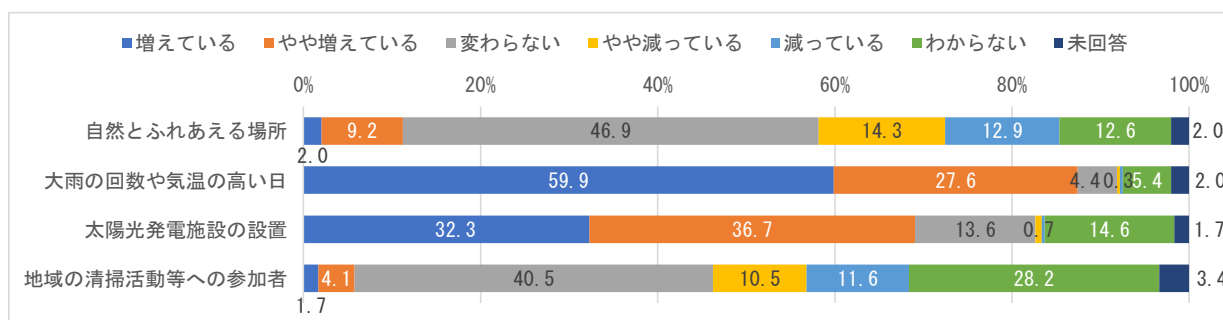
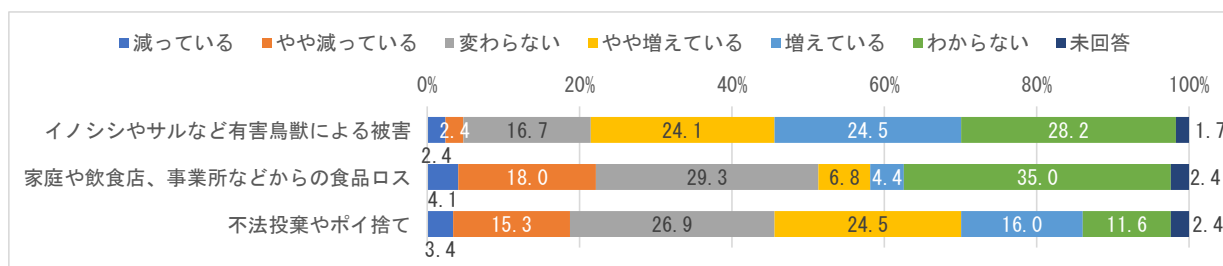
A 第2次那須町環境基本計画

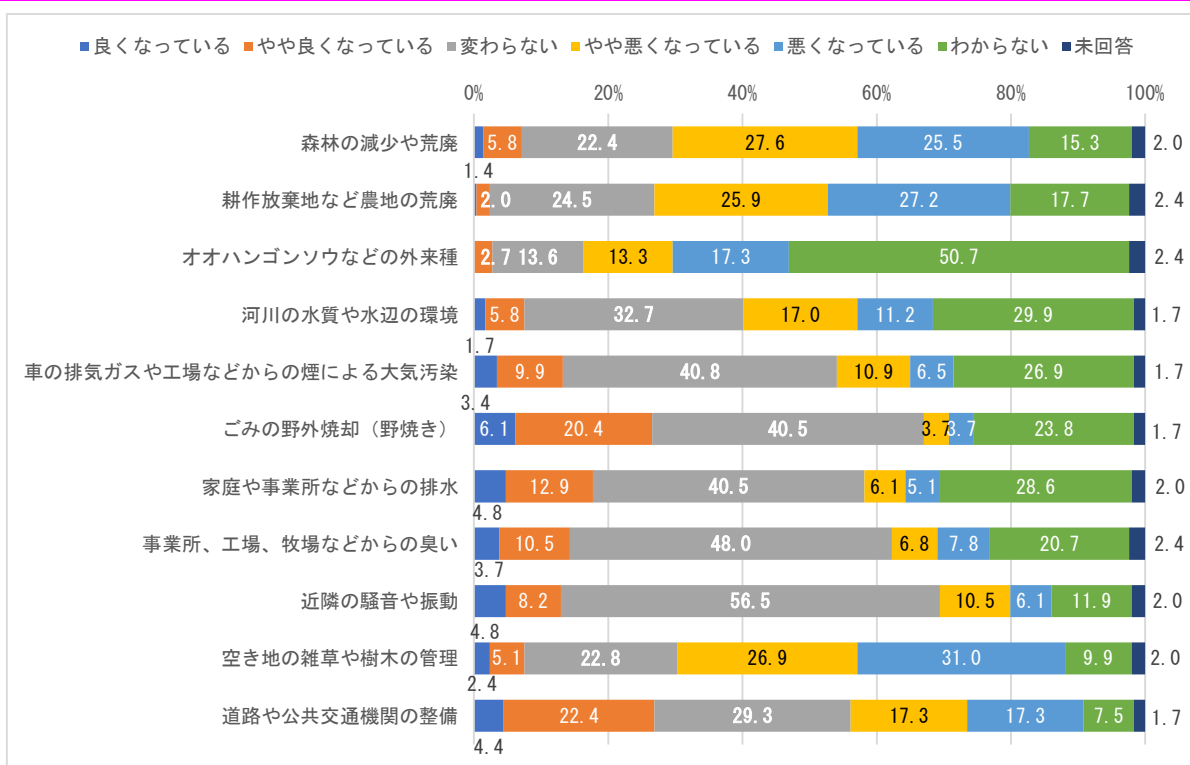


B 那須町地球温暖化防止実行計画【区域施策編】

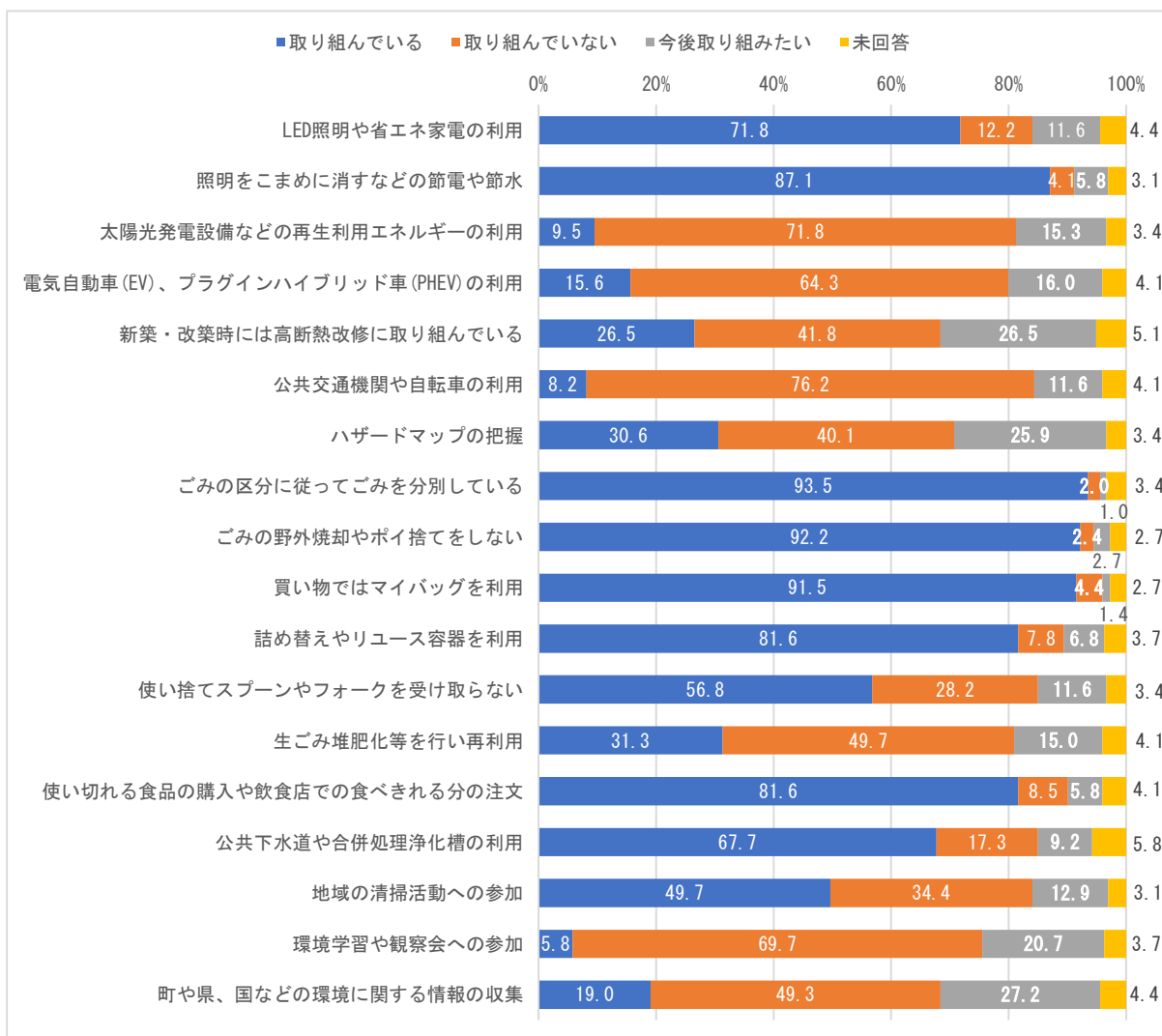


質問3 10年前と比べた地域の環境

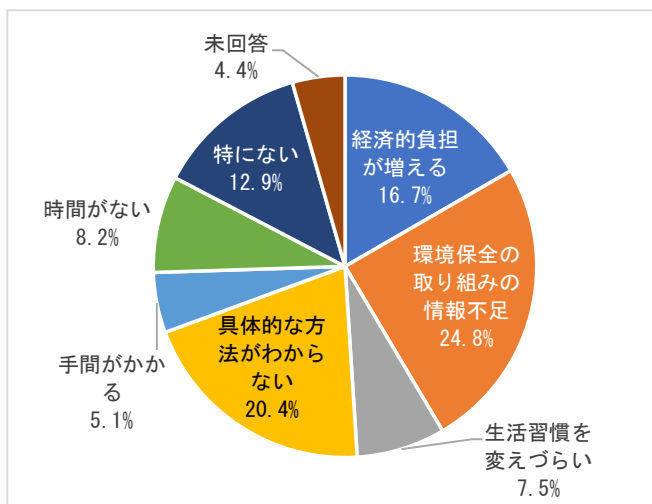




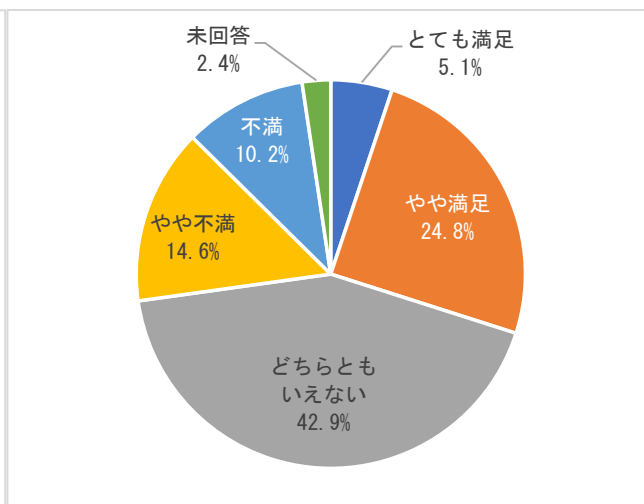
質問4 環境保全に向けた取り組みの実施状況



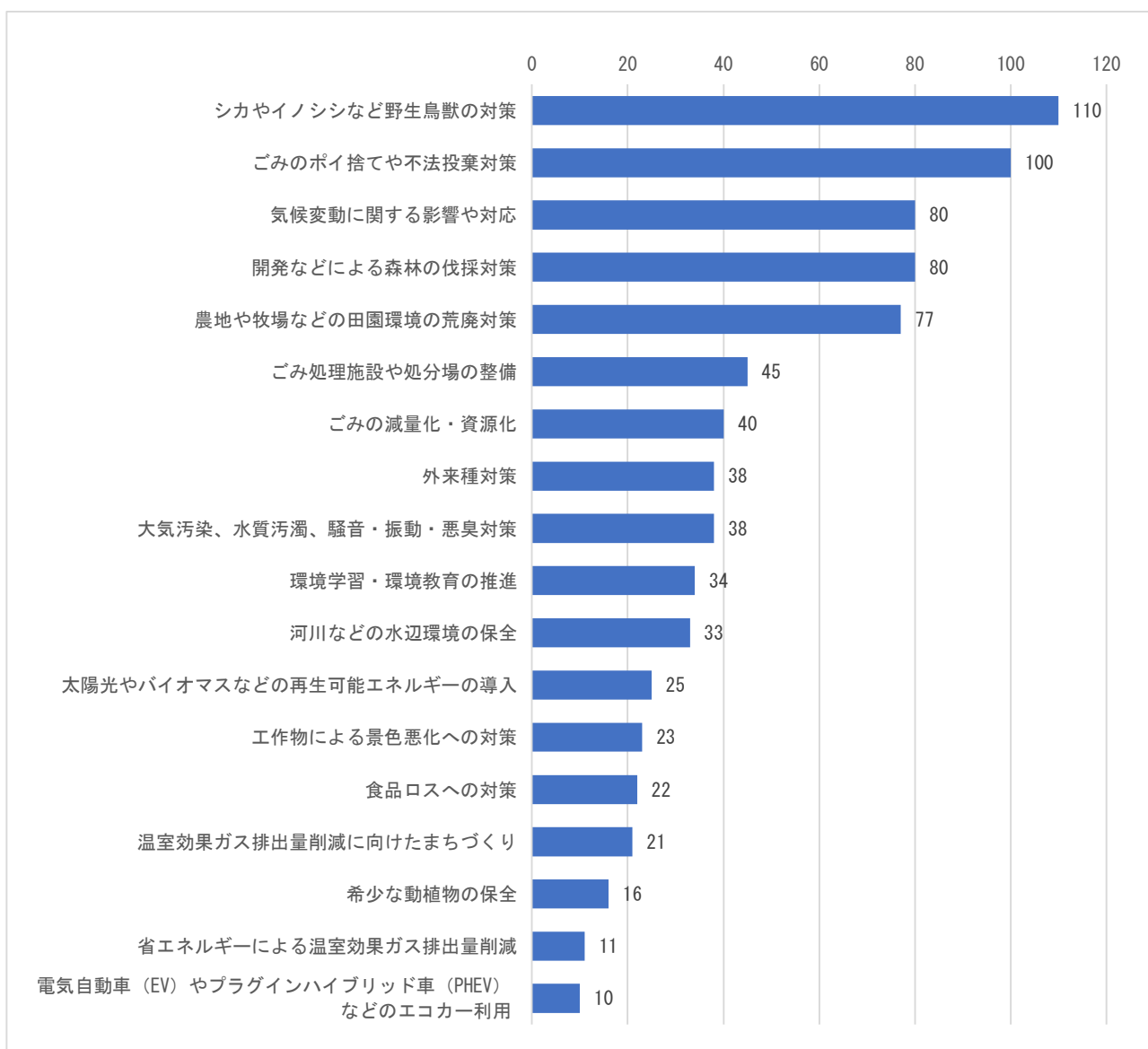
質問5 環境保全に向けた支障



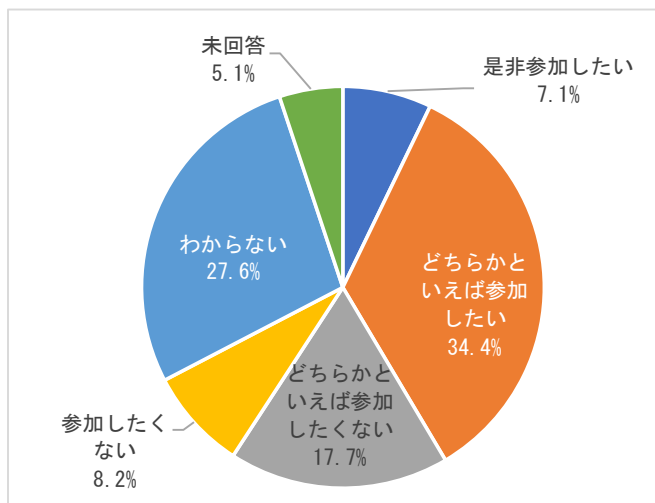
質問6 町の自然・衛生・インフラへの満足度



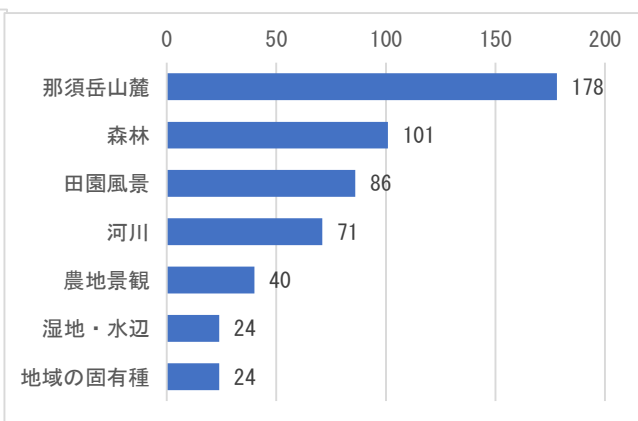
質問7 那須町の環境対策で重要と思うもの（3つまで回答）



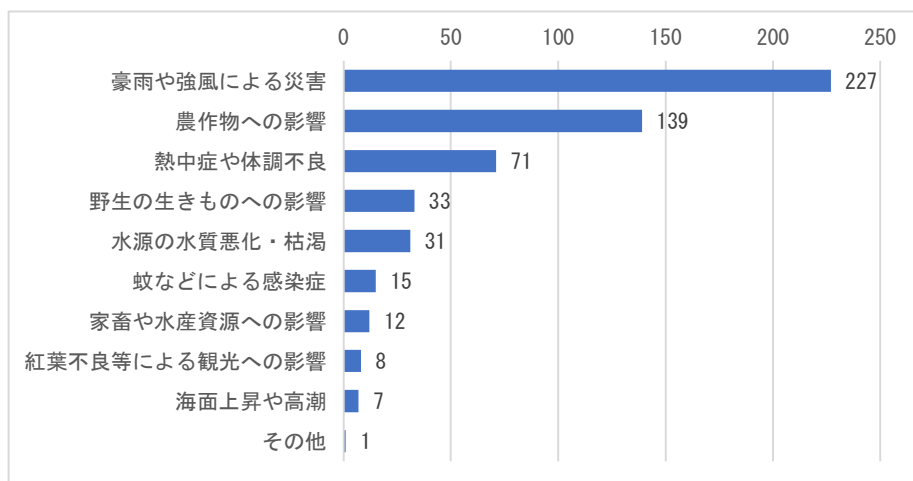
質問8 環境の現状と課題を学ぶ場への参加



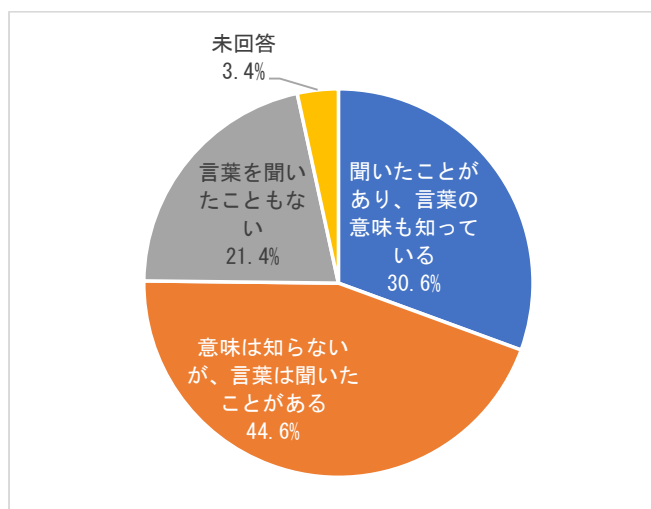
質問9 将来に残したい町の自然 (2つまで)



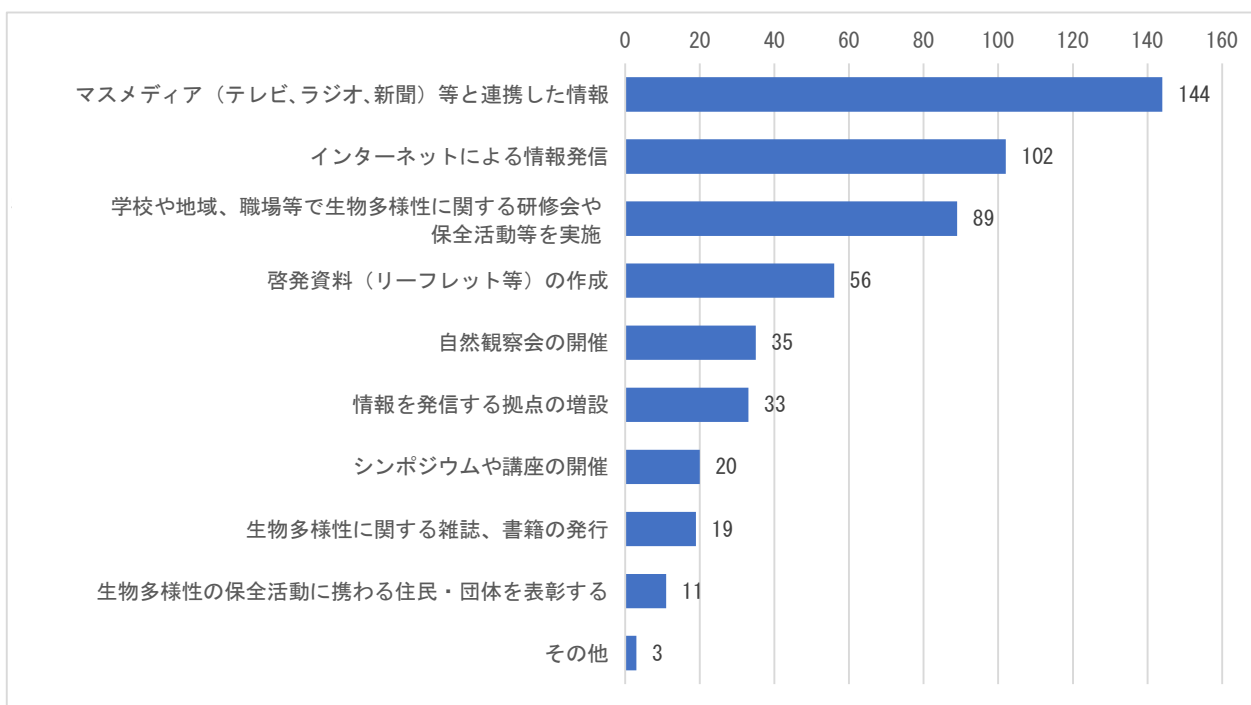
質問10 地球温暖化・気候変動による影響への不安 (2つまで)



質問11 「生物多様性」の認知度



質問 12 「生物多様性」を広める方法（2つまで）



◆那須町の環境への要望や計画への意見、提案等

インフラ（道路、公共交通機関等）の整備について	32件
再生可能エネルギーについて	13件
ポイ捨て・不法投棄について	9件
空き家・空き地について	9件
景観について	8件
環境学習・環境教育・保全活動について	7件
ごみについて	6件
自然について	5件
アンケートについて	3件
公園の整備について	2件
環境基本計画について	2件
環境調査について	1件
その他（環境に関すること）	22件
その他（環境以外のこと）	21件

(2) 事業者アンケート調査結果

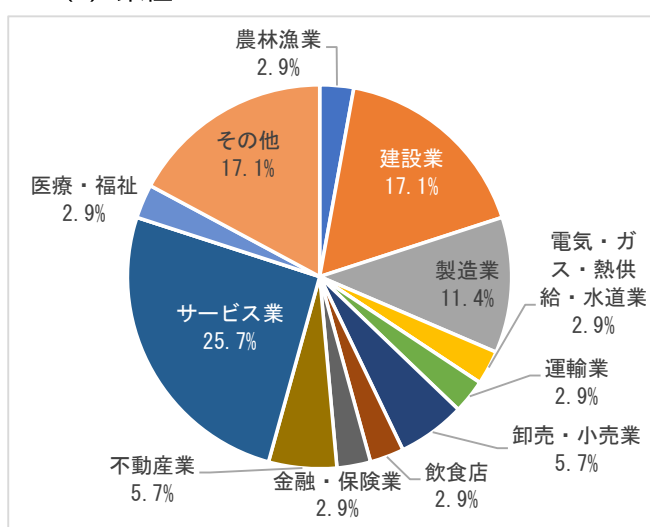
● 調査の概要

対象者	町内で操業している事業者 100 社
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和 7 年 7 月 15 日～令和 7 年 7 月 31 日
回答数及び回収率	35 社（うちインターネットによる回答 9 社） 回収率 35.0%

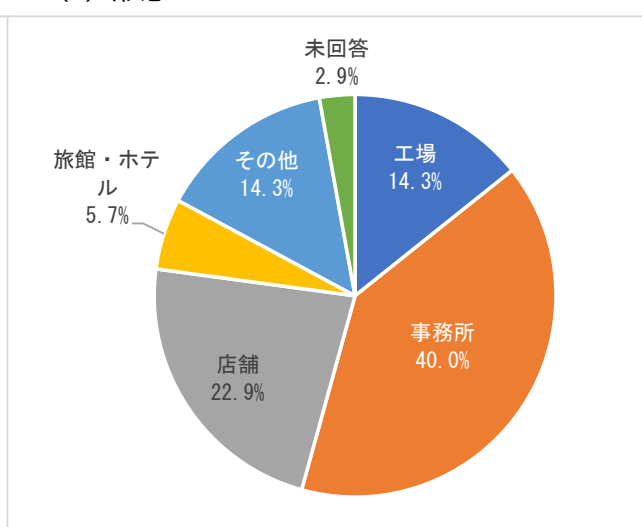
● 調査結果

質問 1 回答事業者について

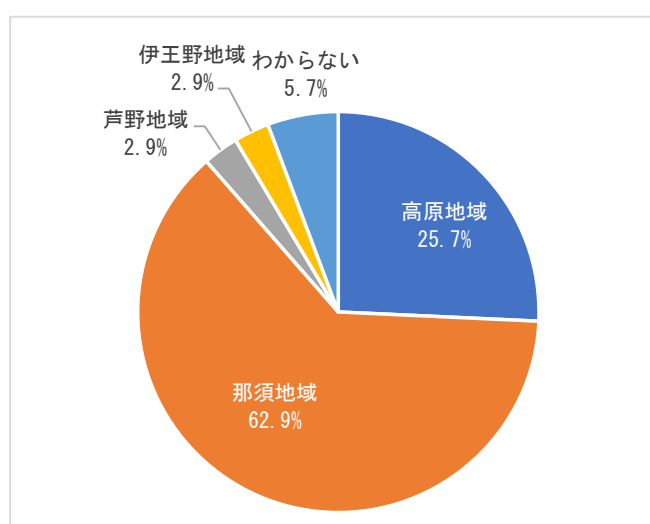
(1) 業種



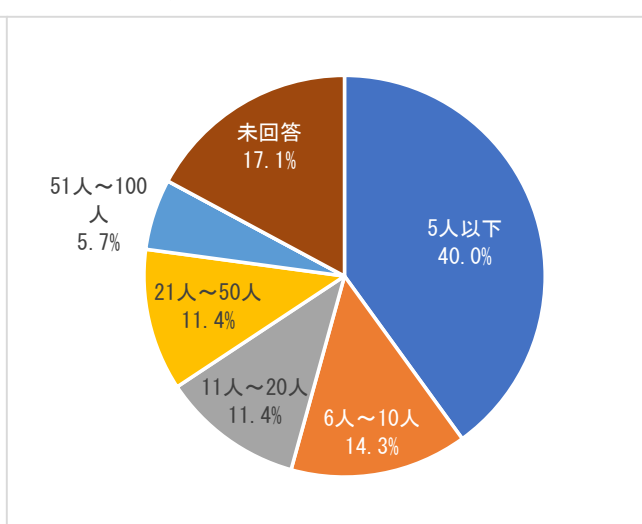
(2) 形態



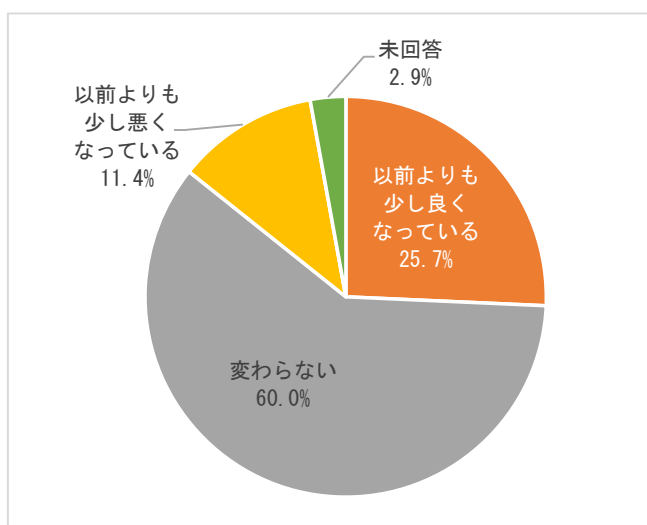
(3) 所在地



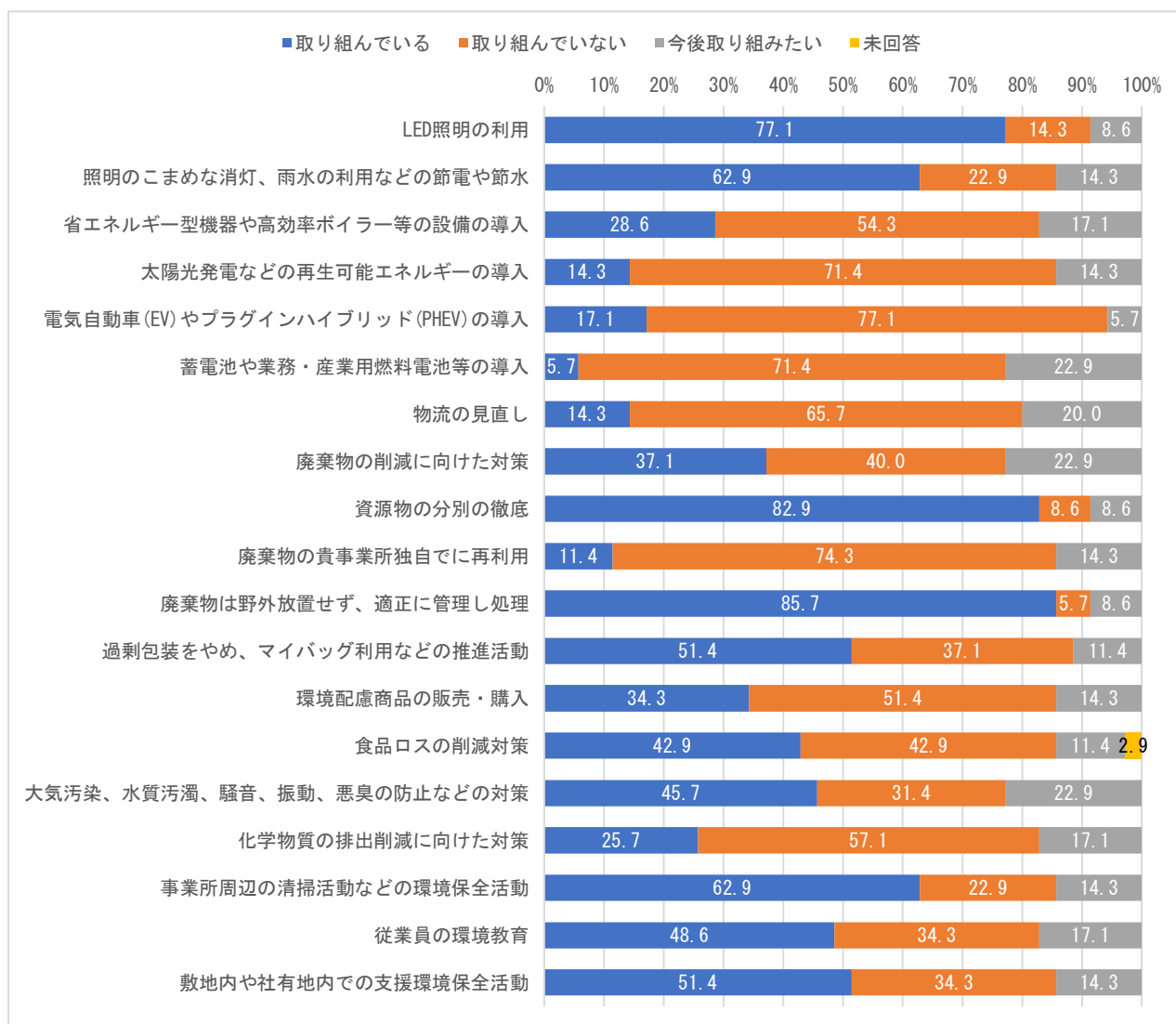
(4) 従業員数



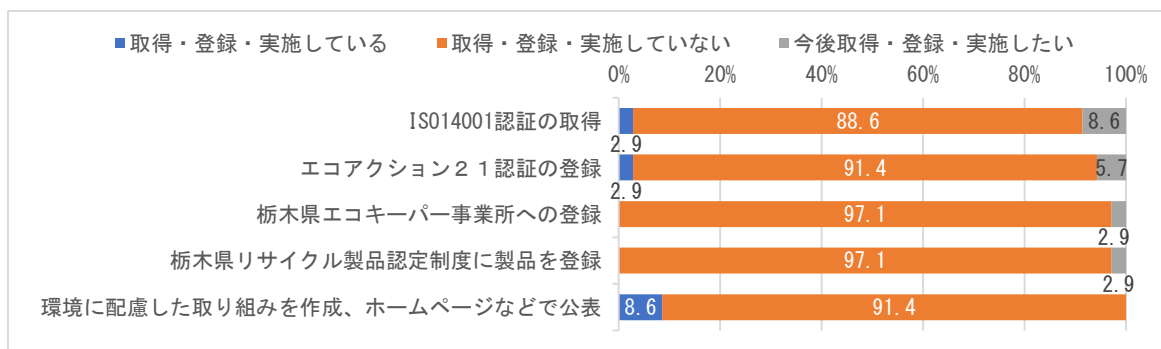
質問2 事業所周辺の自然・衛生・インフラの状況



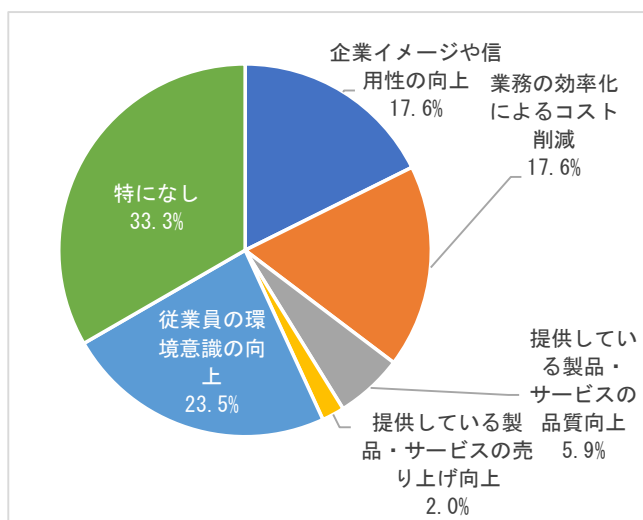
質問3 環境保全へ向けた取り組みの実施状況



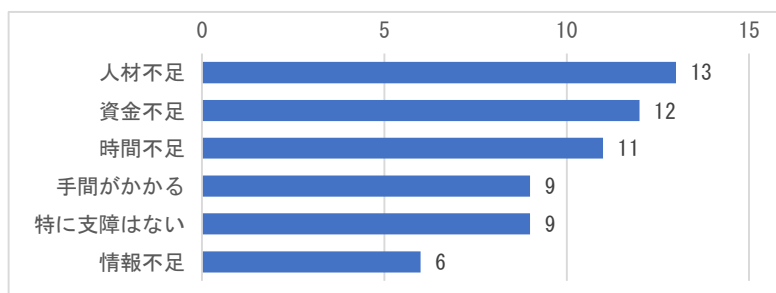
質問4 環境に関連する認証取得や登録状況



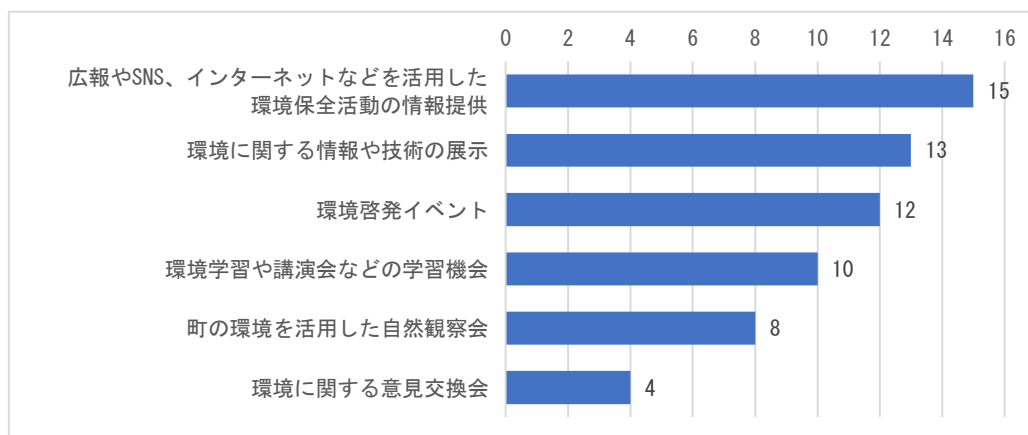
質問5 環境保全に向け取り組んで得られた効果 (2つまで複数回答)



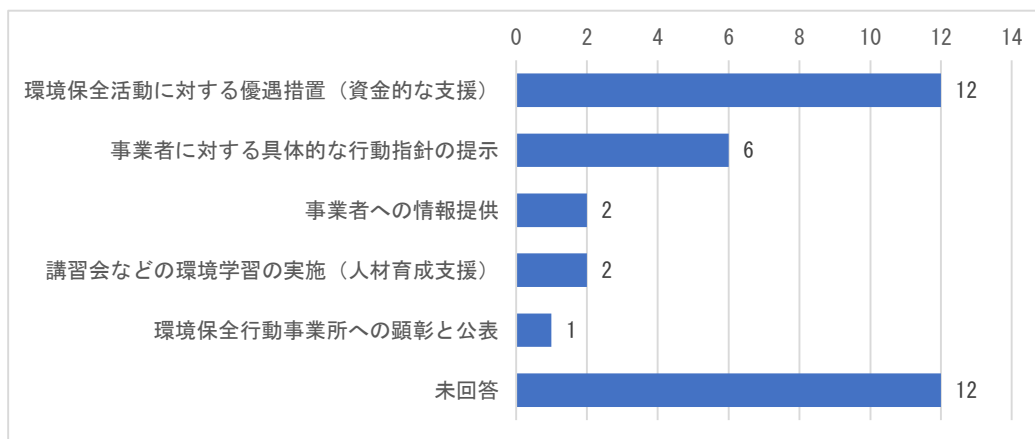
質問6 環境保全に取り組むための阻害要因 (2つまで複数回答)



質問7 町と協働で行う環境に関する活動 (2つまで複数回答)



質問8 環境保全に向け行政に望むこと



◆那須町の環境への要望や計画への意見、提案等

インフラ（道路等）の整備について	2件
ポイ捨てについて	2件
自然環境について	1件

用語解説

あ 行

アイドリングストップ

自動車が走っていないときにエンジンのかけっぱなし（アイドリング）は、できるだけやめようという取り組み。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

エコアクション21

環境省が策定した中小企業でも取り組みやすい環境マネジメントシステムで、省エネや省資源、廃棄物削減など、環境負荷を低減するための仕組みを作り、実施・改善し結果を公表する、認証・登録制度のこと。

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法。

エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。消費者が、暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としている。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす国際目標のことで、持続可能な開発目標を意味する「Sustainable Development Goals」の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030(令和 12)年までに達成すべき 17 の目標と、それらの目標を実現させるための 169 のターゲットで構成されている。

LED

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高い。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのことで、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) が対象となっている。

か行

カーボンニュートラル

ライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素 (CO₂) の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になること。

外来生物

人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。海外ばかりでなく、日本国内の他の地域から人為的に持ち込まれた生物も外来種であり、「国内由来の外来種」と呼ばれている。近年、導入された地域の環境に過剰に適応し、人間の生活や地域固有の生態系に影響を及ぼす「侵略的外来種」による被害の事例が注目されている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯などの生活排水を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する浄化槽は単独処理浄化槽といい、法律により新設は禁止されている。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のこと。

環境基準

環境基本法第 16 条で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境マネジメントシステム

企業などが、経営や運営を通じて環境保全に取り組むにあたって、環境方針や目標などを自ら設定し、これらの達成を目指して取り組む一連の流れのことを環境管理といい、事業所や工場などで環境管理を実施していくための制度や仕組み。

気候変動適応法

既に生じている、あるいは、将来予想される気候変動の影響による被害の防止・軽減を国、地方公共団体、国民が連携して取り組むための枠組みを定めた法律 (2018(平成 30)年 12 月施行)。地球温暖化対策推進法が温暖化に対する緩和策であるのに対して、本法は適応を推進するためのものである。

クーリングシェルター

適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒情報が発令されたときに住民等に開放できること等の要件を満たした指定暑熱避難施設のこと。気候変動適応法に基づき、市町村が指定することができる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN (Peroxy-acetylnirate) 等の酸化性物質の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の紫外線が当たって化学変化を起こして生ずる。晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすく、日差しの強い夏季に多く発生し、眼や喉などの粘膜を刺激することがある。

公共下水道

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される污水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされている。

耕作放棄地

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）では、「以前耕作地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語で、農家の意思によるもの。

荒廃農地

市町村及び農業委員会による現地調査（荒廃農地調査）において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」と定義されている。

コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる熱電供給システム。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガスなどの熱を給湯や冷暖房のほか、工場の熱源などに用いる。

国連気候変動枠組条約国会議（COP）

Conference of the Parties to the UNFCCC の略称。地球温暖化対策について国際的に協議する会議を指す。第1回は1995(平成7)年にベルリンで開催され、開催回数に合わせて「COP21」と表記する。

さ 行

サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方に進むリニアエコノミー（線形経済）から、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄物を最小限に抑えること、新しい産業や雇用の創出までを含めた循環経済のこと。

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料（石炭・石油）や原子力といった枯渇のおそれがあるエネルギー資源に対比として用いられる。代表的なものは、太陽光、風力、水力、地熱などの自然エネルギーであり、廃棄物の焼却で得られるエネルギーも含まれる。

里地里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。しかし、身近な緑、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全と活用が課題となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、法律で定められたものをいう。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものは循環的な利用が促進され、循環的な利用が行われない廃棄物については適正な処理が確保される、天然資源の消費を抑制した、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定められている。

水源涵養

森林・自然の土・湿地・農地等が、雨水や融雪水を地面に浸透させたり、急激に川等に流れ込まないように貯留したりして、降雨を地表及び地中に一時蓄えるとともに地下に浸透させ、降雨の河川等への流出を調整し、地下や下流における水資源の保全、洪水の防止、浄化等に資する自然の働きの総称。都市化により涵養面が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や渇水を引き起こす原因となる。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどが主な原因とされる。食品ロスが減少することにより、廃棄物の発生抑制だけでなく、温室効果ガスの排出抑制などの環境負荷の低減効果であるとされる。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

生物多様性

「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」で構成される、多種多様な生物が様々な環境で生息している状態を指す。生物多様性基本法の中では、生物多様性について、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と規定されている。また、同法の中では、生物の多様性は人類の存続の基盤であり、また、地域における固有の財産として地域独特の文化の多様性をも支えている、と示されており、多様性の保全と持続可能な利用が求められている。

生物多様性条約

世界全体で生物多様性を保存するという問題に取り組むために、国際的包括的な枠組みを定めた条約で、1993(平成 5)年 12 月に発効。生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的としている。

ZEH、ZEB（ゼッチ、ゼブ）

ZEHはNet Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。家庭で使用するエネルギーと太陽光発電等で創るエネルギーにより、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。

ZEBはNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。太陽光発電等による「創エネ」、燃料電池等による「蓄エネ」、高断熱化や電力消費の削減のような「省エネ」の三位一体によって、外部とのエネルギー収支を均衡させたビルのこと。

た 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化シベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめてダイオキシン類という。物の燃焼に伴い発生し、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌などの環境基準が定められている。

脱炭素

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にすることで、「実質ゼロ」とは排出が避けられない二酸化炭素などを回収することを指している。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、地球から放出される熱を閉じ込める働きがあるため温室効果ガスといわれている。化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、近い将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されている。

蓄電池

充電することにより電気が蓄えられ、電池として使用できるとともに、放電後に再度充電することによって繰り返し使うことができる電池のこと。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費すること。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待される。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができる。

鳥獣保護区

鳥獣の保護の見地から、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区の2種類があり、区域内では狩猟が認められず、特別保護地区では一定の開発行為が規制される。

特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来種（海外起源の外来種）の中から、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものが指定される。特定外来生物は、飼育、栽培、保管、輸入、野外へ放つ、植える及びまくこと等が禁止される。

な 行

生ごみ処理機器

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進のため、生ごみの発酵処理等を行い堆肥化し、畑や庭に還元する生ごみの処理機器。

二酸化炭素（CO₂）

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい、CO₂とも表記。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことができない。しかしながら、人間が石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり、増加している。

ネイチャーポジティブ

自然再興のことで、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを指す。具体的には、2030（令和12）年までに自然損失を食い止め、回復軌道へと反転させること。

は 行

バイオマス

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスという。バイオマスの種類としては、農林水産物、もみ殻、家畜排せつ物、食品残さ、木くずなどがある。

ハイブリッド車

エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の温暖化防止の新たな枠組み。「産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する」ことを主な目的とした温室効果ガス削減「緩和」や気候変動の悪影響への対処「適応」などについて規定している。京都議定書に代わる、すべての国が参加する公平かつ実効的な新たな法的枠組みとして発効された。

PDCA サイクル

物事を管理し改善していくために有効な手法とされ、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことで業務の継続的な改善を図る。

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粉じんのうち、粒径が2.5 μm （1 μm は1000分の1mm）以下のもの。浮遊粒子状物質よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。

放射線・放射能

放射性物質から出されるエネルギーで放射性原子核から放出される電磁波や粒子のこと。原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に崩壊する性質を放射能という。

ら 行

ロードマップ

目標達成までの道筋のこと。現在から将来のある時点までの展望や計画などをわかりやすく図や表にまとめたもの。

第 3 次 那 須 町 環 境 基 本 計 画
令 和 8 年 3 月

発 行 栃木県那須町

編 集 環境課

〒329-3292

栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

電 話 0287-72-6940

F A X 0287-72-6941

ホームページ <http://www.town.nasu.lg.jp/>